

桃園町内会規約細則

【改正 平.28年4月17日, 令.7年4月20日】

◎ 新入居者共益金納入細則 [制定 昭.49.7.1]

[改正 令7.4.20, 平28.4.17, 平.2.4.15, 平.18.3.26]

町内会規約第6条に基づき, 当町内会に新たに入会の方は, 共益金として40, 000円を納入するものとする。

◎ 大掃除不参加者日当負担金細則 [制定 平.1.4.3]

[改正 平.18.3.26, 平.21.4.1, 令7.4.20]

町内会規約第6条に基づき実施される, 春・秋の町内大掃除に際し, 都合により不参加の方は, 事前に各区長・幹事に申し出, その際2, 500円の日当分担金を納入するものとする。但し, 下記の方は参加を免除する。

1. 満75歳以上の方。但し, 当人のみとする。
2. 身体障害者1・2級(重度身障者)及び, これに順ずる方。

但し, 上記1・2に該当するに至った方は, その時点で町内会長に自己申告するものとする。

尚、同居のご家族で、上記1・2に該当しない成人の方がおられる場合、その方の参加をお願いします。

◎ 町内会費細則 [制定 昭.50.3.31]

[改正 昭.51.3.31, 昭.59.4.8, 平.1.4.21, 平.18.3.26, 平.21.4.1, 令.3.4.18]

町内会規約第8条に基づく町内会費は, 21年上期より会員1所帯あたり年間4, 000円とし, 6月に一括集金するものとする。

但し, 途中入居者は翌月分から計算し, 半期に満たない分は月額350円の計算とする。

◎ 町内会お祝い細則 [制定 平.28.4.17]

町内会規約第6条に基づき当町内会員の出産, 町内会会員子弟の小学校入学, 中学校卒業に対し, 下記のとおり町内会からお祝いをするものとする。但し, 本人が日常当町内に居住されているものとする。

1. 出産 金10, 000円
2. 小学校入学時, 中学校卒業時に図書カードもしくは文具などの商品。
(具体的な内容は前年度を参考に, その都度役員会で決めるものとする。)

◎ 町内会から感謝状を贈る細則 [制定 平.28.4.17]

町内会規約第2条の精神に基づき, ボランティア活動など町内の住みよい環境づくりに著しく貢献された会員(団体含む)に対し, 役員会の発議により会長名で感謝状と金一封(もしくは記念品)を贈るものとする。

内容は, 10, 000円以内とし役員会でその都度決める。但し, 一つの事項について一回限りとする。

◎ 町内会弔慰金細則 [制定 平.18.3.26]

町内会規約第6条に基づき, 当町内会員の葬祭については, 10, 000円のお供えをするものとする。

◎ 桃園会館葬祭使用細則 [制定 平.18.3.26]

桃園町内会員に限り, 町内会長の了解を得, 桃園会館での葬祭を認めるものとする。

1. 使用上の条件。
 - ・ 告別式・続いての仕上げを含め, 使用を認める。但し, 通夜は自宅で行うものとする。
 - ・ 葬祭使用は優先するが, 当日, 総会など重要な変更し難い使用が決まっている時はお断りすることもある。
 - ・ 隣家側の窓のブラインドは必ず下ろすものとする。
 - ・ 出棺時のクラクションは自粛するものとする。
 - ・ 駐車場は, 極力, 田又池公園・空き地などを利用するものとする。
2. 使用料金は, 10, 000円とする。